

コーポレート・ガバナンス

マルハニチログループは、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、グループの持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上をめざし、意思決定の迅速化を図るとともに、チェック機能の強化を図ることで、経営の健全性、透明性、効率性を確保することを重要な課題と位置づけています。2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードや、社外からの要請・対話に積極的に対応し、コーポレート・ガバナンスの強化に引き続き取り組んでいきます。

コーポレート・ガバナンス体制

マルハニチロ(株)は、監査役が株主から負託された独立の機関として取締役の職務執行を監督することが、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンス体制を強化することに有効であるとの判断から、監査役設置会社を採用しています。

取締役会

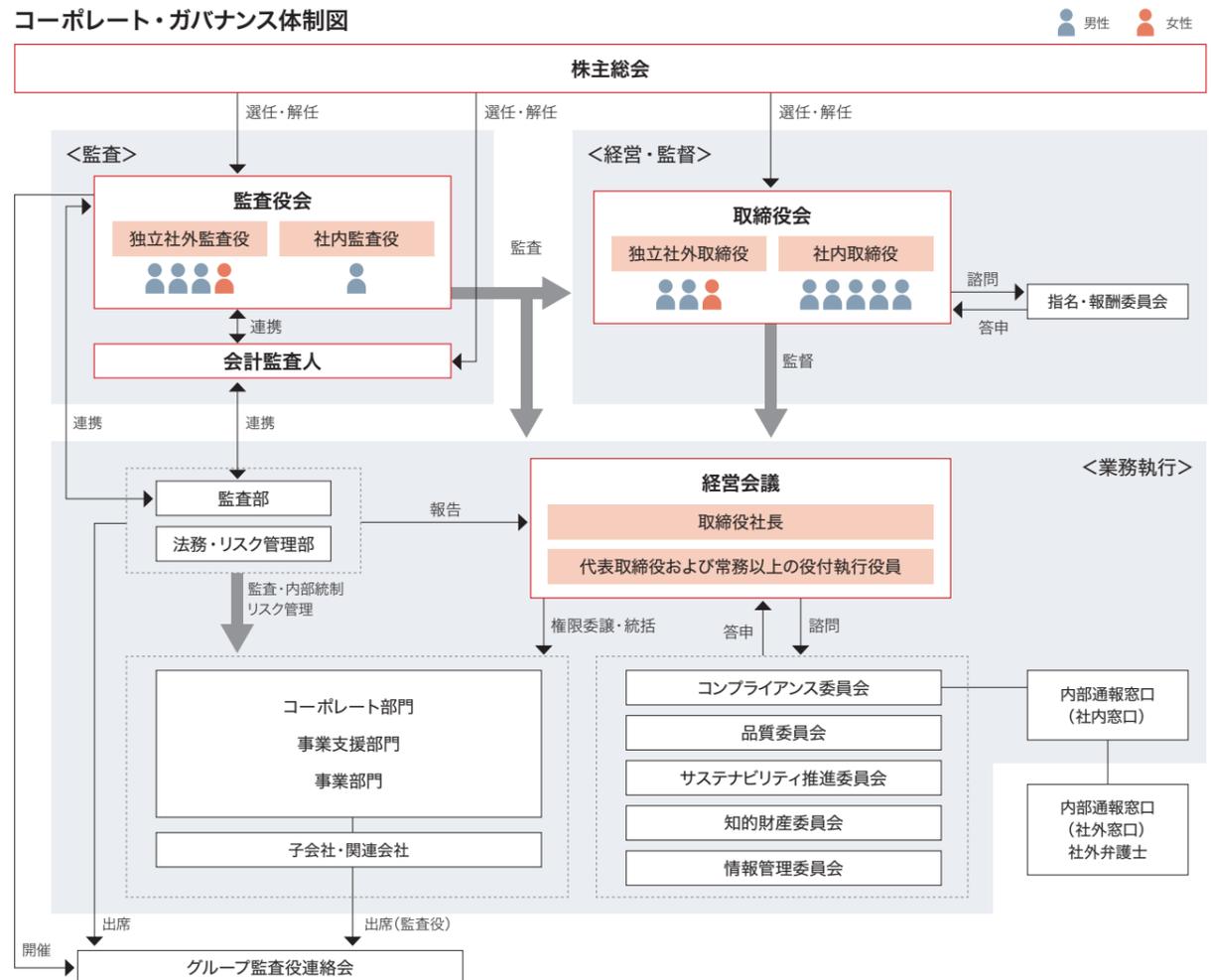
マルハニチロ(株)の取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成されています。執行役員制度を導入して監督と執行を分離することにより、取締役会は独立した客観的立場から、実効性の高い監督を行います。取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、経営戦略、中期経

営計画、年度経営計画、資本政策などの経営重要事項を決定し、個別の業務執行の決定は経営会議に委任しています。経営会議は、原則として週1回開催され、取締役会から委任された事項について迅速な経営の意思決定を行い、重要な事項については取締役会に報告します。2021年3月期における取締役会は臨時取締役会を含めて17回開催され、平均出席率は取締役99%、監査役100%でした。

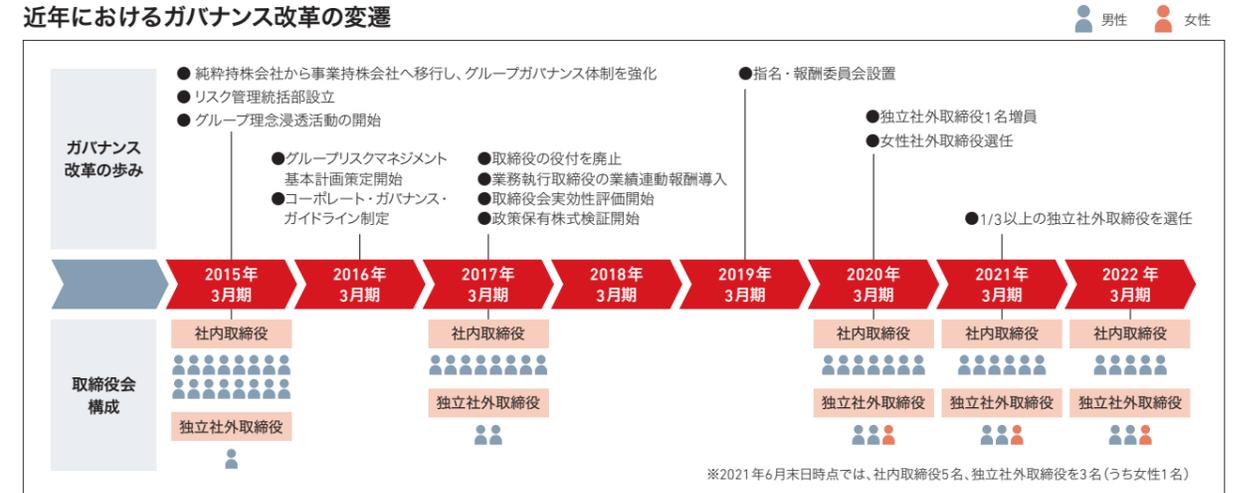
監査役会

マルハニチロ(株)は、監査役制度を採用しており、5名のうち、4名が社外監査役です。監査役は、定期的で開催される監査役会において、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査役の職務の執行に関する事項の決定を行い、取

コーポレート・ガバナンス体制図



近年におけるガバナンス改革の変遷



締役会を含む重要会議への出席、当社取締役および部署長へのヒアリングの実施、国内外の子会社への往査、会計監査人からの監査結果などの聴取および意見交換、グループ監査役連絡会の定期的開催などにより、取締役の業務執行について監査を行っています。2021年3月期における監査役会は7回開催され、監査役の平均出席率は100%でした。なお、当社では、独立性の高い社外監査役4名を独立役員として指定しており、うち金融機関における長年の経験と豊かな知識を有する社外監査役2名を選任しています。

取締役会における主な審議実績(2021年3月期)

- ・新型コロナウイルス対応について
- ・資本コストおよびユニット別投下資本利益率について
- ・政策保有株式の検証について
- ・取締役会の実効性評価について
- ・経営リーダー人材の育成について
- ・マルハニチログループ リスクマネジメント基本計画について
- ・マルハニチロ役員報酬制度に関する基本方針について
- ・ベトナムの水産および食品の加工販売会社 (Sai Gon Foods Joint Stock Company) の株式取得について

指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、過半数が社外取締役で構成され、委員長および委員は取締役会が選任します。同委員会では、取締役および執行役員の指名・報酬制度および水準などについて審議し、取締役会に対して意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐します。指名に関しては、2020年5月の指名・報酬委員会にて、2020年6月開催定時株主総会以降の取締役、執行役員候補者に係る審議を行い、2020年6月の取締役会にて同委員会

よりの答申を尊重し、取締役、執行役員候補者につき決定しました。なお、元代表取締役社長などを相談役・顧問に選任する場合も、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会にて決定する旨、定めておりますが、現在該当者はおりません。

報酬に関しては、2020年5月の指名・報酬委員会にて、2020年7月以降の役員報酬額に係る審議を行い、2020年6月の取締役会にて同委員会よりの答申を尊重し、役員報酬額につき決定しました。2021年3月期における、指名・報酬委員会の開催回数は2020年5月および2021年2月の2回であり、出席率は100%でした。

その他の委員会

マルハニチロ(株)では、経営会議の諮問機関として経営会議が任命する委員長をトップとする以下の委員会を設置しています。

各委員会の状況

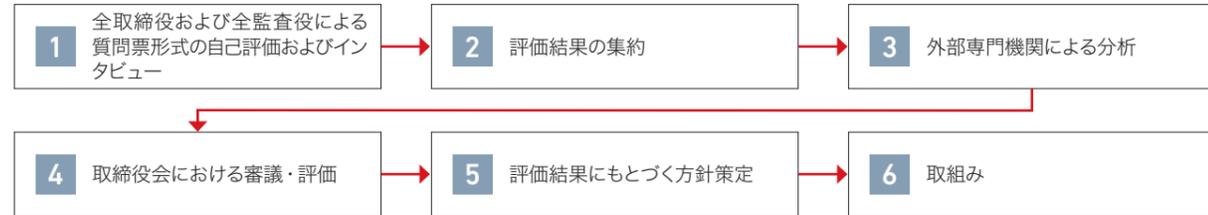
委員会名	委員長	2021年3月期開催実績
コンプライアンス委員会	代表取締役社長 池見 賢	2回
品質委員会	常務執行役員 小門 賢一	2回
サステナビリティ推進委員会	代表取締役社長 池見 賢	2回
知的財産委員会	常務執行役員 坂本 透	3回
情報管理委員会	常務執行役員 小門 賢一	2回

取締役会実効性評価

マルハニチロ(株)は、コーポレート・ガバナンス・ガイドライン第21条に定めるとおり毎年1回、各取締役による取締役会の自己評価を実施し、取締役会においてその実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示することとしています。

2021年3月期では、2月から3月に実施した全取締役および全監査役に対する質問票形式の自己評価およびインタビューにもとづく評価結果を踏まえ、取締役会において審議を行い、その評価にあたっては、外部専門機関の支援を受けています。

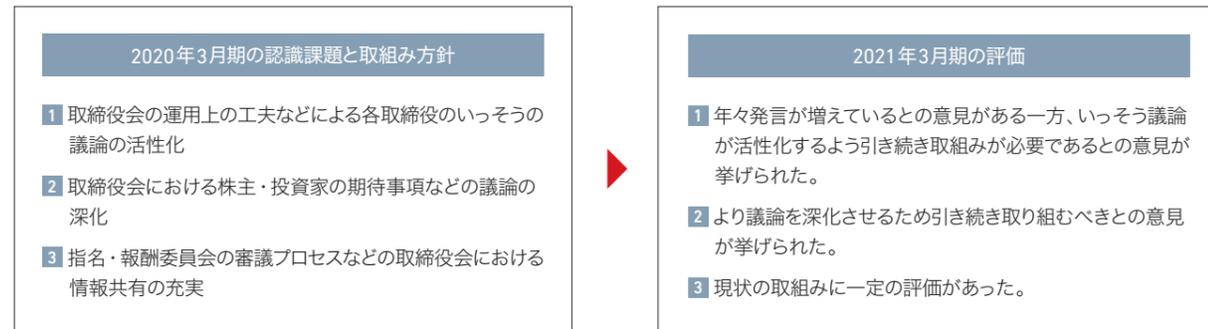
実効性評価プロセス



評価項目

- | | | |
|------------------|----------------|---------------------|
| 1 取締役会の役割・責務 | 4 取締役(会)の資質と知見 | 7 株主以外のステークホルダーへの対応 |
| 2 取締役会と経営陣の関係 | 5 取締役会における審議 | 8 前期の課題の改善状況 |
| 3 取締役会などの機関設計・構成 | 6 株主との関係・対話 | 9 指名・報酬委員会に関する意見 |

取締役会の実効性に関する分析・評価



今後に向けて

- 2021年3月期の認識課題と取組み方針
- 議論の活性化および充実のためのさらなる環境整備
 - 取締役のスキル・知見の定期的な検証
 - 株主・投資家の期待事項およびグループガバナンスなどに関する議論の拡充

社外役員に関する独立性基準

マルハニチロ(株)において、以下の事項に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しています。

- (ア)当社グループの主要取引先の業務執行者。なお、主要取引先とは、その取引金額が当社グループまたは取引先(その親会社および重要な子会社を含む)の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
- (イ)当社グループの主要借入先の業務執行者。なお、主要借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している借入先をいう。
- (ウ)当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- (エ)当社から年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
- (オ)上記(ア)から(エ)までに過去2年間において該当していた者
- (カ)上記(ア)から(エ)に該当する者が、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者または二親等以内の親族

経験と専門性を備えた役員を選任

マルハニチロ(株)は、取締役会において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な役員の知識・経験・能力を明確にした「取締役会スキルマトリク

ス」を整理し、当社が必要とする豊富な経験、高い見識、高度な専門性、能力を有する人物により取締役会を構成することとしています。

役職	氏名	年齢*	独立役員	主な専門性・バックグラウンド					
				企業経営	グローバル	人事・組織	法務・リスク管理	財務・会計	金融・社会
代表取締役会長	伊藤 滋	71							
代表取締役社長	池見 賢	63							
取締役専務執行役員	栗山 治	62							
取締役専務執行役員	半澤 貞彦	61							
取締役常務執行役員	武田 信一郎	61							
社外取締役	中部 由郎	63	○						
社外取締役	飯村 北	68	○						
社外取締役	八丁地 園子	71	○						
社外監査役	清水 裕之	63	○						
社外監査役	綾 隆介	61	○						
監査役	田部 浩之	60							
社外監査役	兼山 嘉人	61	○						
社外監査役	奥田 かつ枝	57	○						

※2021年6月末時点

■ 社外取締役・社外監査役に対するトレーニング、意見交換の実施

マルハニチロ(株)は、社外取締役および社外監査役に、マルハニチログループの事業の理解を深めることを目的として、随時、事業に関する説明、および視察を実施するなどの施策を講じています。また、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会のメンバーとして社外取締役も参画し、社外取締役としての客観的かつ専門知識を生かした意見交換を行っています。加えて、社外取締役、社外監査役による意見交換も実施し、監査の実効性の確保に役立てています。

■ 役員報酬制度に対する考え方

マルハニチロ(株)の経営陣・取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は連結経常利益を評価基準としていますが、社外取締役の報酬は固定報酬のみとなります。なお、当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、同委員会にて報酬制度および水準などについて審議し、取締役会の決議により決定しています。2021年3月期における業績連動報酬は、前期の連結経常利益予算に対する達成度により決定しており、達成率は76%でした。

取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	290	251	38	9
(うち社外取締役)	(27)	(27)	(-)	(3)
監査役	99	99	-	6
(うち社外監査役)	(78)	(78)	(-)	(4)
合計	389	351	38	15
(うち社外役員)	(106)	(106)	(-)	(7)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2014年1月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は月額60百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)、監査役の報酬額は月額10百万円以内と決議されています。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は13名(うち社外取締役は2名)、対象監査役の員数は5名(うち社外監査役は4名)です。

■ 政策保有株式に対する考え方

マルハニチロ(株)は、取引関係の維持強化を目的に、政策保有株式として取引先の株式を保有していますが、当社の事業戦略および取引上の関係などを総合的に勘案し、その投資価値を判断することを基本方針としています。取締役会では、毎年1回、個別の政策保有株式の投資価値を検証し、当社の事業戦略や取引上の関係から継続保有の意味合いが薄れてきたと判断される銘柄に関しては、株価や市場動向をふまえ、売却などの縮減を進めることとしています。検証にあたっては、配当利回り・取引の状況などの便益を個別に精査したうえで、今後の取引の考え方や戦略的な重要性などの定性的評価も勘案し総合的に判断しています。2021

年3月期においては、2020年8月31日開催の取締役会において、政策保有株式の検証を実施しました。

■ グループガバナンスに対する考え方

マルハニチロ(株)では「マルハニチログループリスクマネジメント規程」を定め、2016年3月期より毎年、各部署・グループ会社を対象にリスクの抽出と評価を行うリスク調査を実施し、リスクマネジメント基本計画を策定しています。取組みの内容は取締役会に報告され、グループ全体のリスク情報を共有しています。

→P.68リスクマネジメントもご覧ください。

当事業年度において株式数が増加した銘柄

	銘柄数(銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	13	117	企業グループ間取引の維持強化を目的として取得したことにより株式数が増加しています。

当事業年度において株式数が減少した銘柄

	銘柄数(銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	116
非上場株式以外の株式	2	14